



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知・3件（農地農村整備課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課）…………… 3

公 告

- 都市計画の変更の案の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 4

人事委員会事項

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 5

告 示

沖縄県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市下南東地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第599号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字下里添地内（上区西地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年9月30日から平成28年3月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 多良間村（カッジョウ地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年9月30日から平成28年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量3級11点）

沖縄県告示第601号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字西里添及び字友利地内（西中底原地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年11月30日から同年12月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第602号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、宜野座加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第603号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、金武加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第604号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成23年沖縄県告示第557号で同意の認定をした沖縄加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第605号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野西里線
- 3 区間 宮古島市平良字下里587番から同市平良字西里339番まで

沖縄県告示第606号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宜野座村字松田及び字惣慶地区

- 2 公共測量を実施する期間 平成27年7月29日から平成28年1月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第607号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那覇地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市久茂地2丁目、久茂地3丁目及び牧志1丁目
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年10月26日から平成28年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第608号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 北中城村安谷屋地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
中頭郡	北中城村	安谷屋	下川原	2208番	1
中頭郡	北中城村	安谷屋	下川原	2219番1	2
中頭郡	北中城村	安谷屋	下川原	2219番4	3
中頭郡	北中城村	安谷屋	下川原	2218番1	4
中頭郡	北中城村	安谷屋	下川原	2218番1	5
中頭郡	北中城村	安谷屋	下川原	2206番	6
中頭郡	北中城村	安谷屋	下川原	2208番	7

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 1・5・1号幸地インター線及び3・4・87号浦西停車場線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 西原町字翁長、字幸地、字徳佐田及び浦添市前田三丁目
- 3 縦覧期間 平成27年11月27日から同年12月11日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、西原町建設部都市整備課及び浦添市都市建設部都市計画課

5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・5・25号小禄名嘉地線及び3・5・2号赤嶺名嘉地線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 豊見城市字名嘉地
- 3 縦覧期間 平成27年11月27日から同年12月11日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び豊見城市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北谷町から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 北谷町フィッシャリーナ地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月29日 沖縄県指令土第1261号、平成26年6月27日 沖縄県指令土第861号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯721番1及び722番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平200番地1 中村アパート101号 知念拓郎
- 5 検査済証番号 平成27年11月4日 第4245号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月24日 沖縄県指令土第856号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字仲順416番1、416番3及び417番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市山内四丁目16番25号瑞慶覧アパート303 比嘉勝
- 5 検査済証番号 平成27年11月10日 第4246号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年11月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月17日 沖縄県指令土第1209号、平成27年10月20日 沖縄県指令土第843号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字名護見取川原4513番ほか9筆（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里山川町1丁目68番地ファイブテラス1階 株式会社日建ハウジング 代表取締役 識名安信
- 5 検査済証番号 平成27年11月10日 第4247号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月19日

人事委員会事項

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年11月27日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第19号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第3項の表3種の項中「県立埋蔵文化財センターの所長」を「県立埋蔵文化財センターの所長 県立離島児童生徒支援センターの所長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年11月27日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第20号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表教育庁の項中 「

埋蔵文化財センター	所長 副参事
-----------	--------

 を

「

埋蔵文化財センター	所長 副参事
離島児童生徒支援センター	所長

 に改める。」

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号